

『滞納処分による給料・預金差押えと取立訴訟の実務』

目次

序
本書の構成

第1 請求債権と差押え対象債権	1
第2 滞納処分による債権差押え	1
第3 差押債権取立訴訟・支払督促	2
第4 民事執行法による強制執行	2
第5 書式	2
〔図1〕 租税債権の発生から、差押え、取立訴訟、強制執行	3

第1編
滞納処分による給料差押え

第1章 債権差押えと給料差押え	4
第1 債権差押えの共通事項	4
1 債権とは	4
〔図2〕 給与債権差押え関係図	4
2 債権の差押えとは	4
3 差押えの対象となる債権	5
4 債権差押えの効力	5
(1) 処分禁止の効力	5

目次

(2) 債権差押えによる処分禁止効の内容	6
(3) 消滅時効の完成猶予および更新の効力	6
Q 1 給料を差し押さえたが、給料が差押禁止額以下であった場合、 滞納税の消滅時効は完成猶予するか。完成猶予するとして、 再び消滅時効が進行を始めるのはいつか	7
(4) 取立権の取得	7
第2 給与債権の差押えの特色	8
1 給与と給料、賞与、退職手当の定義	8
〔図3〕 給与・給料・賞与・退職手当	9
2 制限的差押禁止債権——給与の差押禁止額	9
3 継続収入の債権の差押え	10
〔図4〕 滞納処分による給料差押えフローチャート	11
第2章 給料差押えの前段階	12
第1 差押財産の選択	12
第2 給与支払者の調査	12
1 庁内調査	12
2 預貯金の取引履歴による給与支払者の調査	12
3 他自治体への実態照会	13
4 滞納者からの聴取	13
第3 給与照会の予告	14
第4 給与照会	14
Q 2-1 給与照会前に、雇用主に事前に電話する必要があるか	15
Q 2-2 雇用主に滞納の事実を伝えて、滞納者に納税するよう促 してもらうことを頼むべきか	15
Q 2-3 雇用主から個人情報の保護に関する法律を理由に回答を 拒否された場合はどうするか	16
Q 2-4 給与照会の回答がない場合、差し押さえずに放置してよ	

	いか。回答がなくても給料差押えはできるのか	16
第5	給与差押事前通知	17
第3章	給料差押え手続	18
第1	債権差押通知書の作成	18
1	差押債権の特定	18
2	処分禁止文言	19
第2	債権差押通知書等の送達	19
1	債権差押通知書、差押調書謄本の交付	19
2	送達場所	20
3	送達の方法	20
4	送達の効力発生時期	20
5	特定記録郵便もしくは差置送達	21
Q3	債権差押通知書の送達前に、雇用主に給料差押えの事前連絡は必要か	21
第3	差押調書の謄本の送付	21
第4章	差押給料債権の取立て	23
第1	雇用主との交渉——取立方法の確認	23
Q4-1	給与照会に回答しない雇用主に対して、給料差押えをして、効果（支払い）があるのか	24
Q4-2	雇用主から「取りに来たら払う」と言われた場合どうするか	24
Q4-3	雇用主から第三者納付の申出があった場合はどうするか	25
Q4-4	雇用主から、差し押えた給料債権の取立金の減額や分割払いの申出があった場合、受け入れてよいか	26
Q4-5	給料差押え後、雇用主の滞納処分庁への支払いがなくなった場合はどうするか	27

目次

第2 債権差押え債権者の取立ての責任	28
1 給与債権の時効消滅	28
〔表1〕 給与債権の消滅時効期間	29
2 差し押さえた給与債権の取立義務	29
第3 給料差押可能金額の計算	29
1 給料差押可能金額の計算は誰がやるか	29
2 給料等の差押禁止額	30
〔図5〕 給料等差押可能金額	31
〔表2〕 給料等差押可能金額計算表	32
Q4-6 収入がある親族も生計同一親族として数えるのか	32
Q4-7 養育費を送金している子は、生計を一にする親族として数えるべきか	35
Q4-8 出稼ぎ（単身赴任）で、生活費を送金している親族は、生計同一親族として数えるべきか。外国人就労者の場合はどうか	36
Q4-9 通勤手当は差押可能金額の計算対象に含めるか	37
Q4-10 役員報酬は、給料等に該当せず、全額差し押さえることができるか	38
Q4-11 給料の差押禁止額に含まれる社会保険料には何があるか	38
Q4-12 会社が社会保険に未加入で滞納者が国民健康保険に加入している場合、国民健康保険料（税）額は差押禁止額として控除すべきか	38
Q4-13 2箇所から給料の支払いを受ける場合の差押可能額の計算方法は	39
Q4-14 給料が日払いまたは週払いの場合、最低生活費はどのように計算するか	40

Q 4-15 給料と賞与が同一月に出る場合の差押可能金額の計算方法	41
法は	41
3 給料等に基づき支払いを受けた金銭の差押禁止額	41
4 賞与等の差押禁止額	42
5 退職手当等の差押禁止額	42
〔図 6〕 退職手当等差押可能金額	42
〔表 3〕 退職手当等差押可能金額計算表	43
6 年金の差押禁止額	44
7 給料と年金の両収入がある者の差押禁止額	44
(1) みなし給料である年金と給料の合算の適否	44
(2) 最低生活費の計算方法	44
(3) 第三債務者の不利益——二重払いの危険	45
(4) 背景	46
8 給与の差押承諾がある場合の差押禁止額	46
Q 4-16 給料を定額で差し押さえる場合はどうするか	47
第 5 章 給料債権差押えの解除	49
第 1 給料差押え解除の要件	49
1 完納等	49
2 差押換えする場合	49
3 徴収猶予に伴う解除	49
4 換価の猶予に伴う解除	49
5 滞納処分の執行停止をした場合	50
第 2 給料差押えの解除手続	50
第 3 差押えの解除の効力	50
Q 5-1 少額の給料差押えはいつまで続けるべきか	50
Q 5-2 審査請求の裁決や裁判所の判決等により差押処分を取り消すことになった場合はどうするか	54

Q 5-3	給料差押え後、雇用主が倒産状態となり、弁済の資力が無く、取立不能と認められる場合はどうするか	54
第6章	給料差押えの競合・優劣関係	56
Q 6-1	他庁の滞納処分による給料差押えが先行している場合の自庁の給料差押えの方法	56
Q 6-2	公課で先に給料差押えをしているところ、税で二重差押えをした場合どうなるか	57
Q 6-3	民事執行法による給料差押可能金額の計算方法	58
Q 6-4	強制執行による給料差押えが先行している場合の滞納処分による給料差押えの方法	59
Q 6-5	強制執行による給料差押えが先行している場合に、滞納処分による差押えをせずに交付要求のみできるか	60
Q 6-6	滞納処分による給料差押えが先行している場合に、後から強制執行による給料差押えがされた場合はどうなるか	61
Q 6-7	給料の前借りと給料差押えの優劣	62

第2編 預金債権の差押え

第7章	預金調査の方法	64
第1	効果的な預金調査の必要性	64
第2	預金照会書の預金名義人の記載の留意点	65
第3	給与照会による給与振込口座の調査	65
第4	所有不動産の抵当権者を調査	65
第5	納税に使用した金融機関	66

第6	確定申告書の国税還付金振込口座	66
第7	携帯電話の引落口座	66
第8	庁内の税外債権の引落口座	67
第9	搜索による調査	67
第10	ホームページに掲載のある取引先	67
第8章	預金差押えの方法と差押預金の取立て	68
第1	預金差押え関係書類の準備	68
1	差押調書および債権差押通知書の作成	68
2	滞納者の住所・氏名	68
3	第三債務者	68
4	差押債権の表示	68
5	差押債権の範囲	69
第2	預金差押えの執行	72
1	臨場差押えと郵便差押えのメリット・デメリット	72
2	臨場による差押え	73
(1)	臨場する日時	73
(2)	臨場および残高の確認	73
(3)	債権差押通知書の交付および差押調書への署名・押印	73
(4)	取立て	74
(5)	差押調書の謄本の発送	74
3	郵便送達による差押え	74
(1)	発送日	74
(2)	差押金額の確認	74
(3)	取立て	75
(4)	差押調書の謄本の発送	75
第3	預金差押えの効果	75
Q8	預金口座を差し押さえたが、預金残高がゼロ円であった場合、	

	滞納税の消滅時効の完成は猶予されるか。	
	また、預金を差し押さえたが、預金残高が少額で、差押えを 解除した場合はどうか……………	75
第9章	特殊な預金差押え ……………	77
第1	少額預金の差押えの適否……………	77
第2	他人名義の預金の差押えの可否（預金の帰属認定）……………	77
1	預金口座の帰属認定の一般的な基準……………	78
2	屋号名義の預金……………	79
3	自営業者（滞納者）の売掛金が振り込まれる配偶者名義 の預金……………	79
4	株式会社の売掛金が振り込まれる会社代表者個人名義の 預金……………	79
5	未成年の子ども名義の預金……………	80
6	類似商号名義の預金……………	80
7	預り金口座の預金……………	81
8	自治会、PTA、マンション管理組合等や法人格のない 団体名義の預金……………	81
第3	死亡者名義の預金差押え①——相続人が複数名存在する 場合……………	82
1	相続預金で最高裁判所が判例変更……………	83
(1)	平成16年判決……………	83
(2)	平成28年決定……………	83
(3)	平成28年決定の影響……………	83
2	共同相続された相続預金の差押えの可否……………	84
3	差し押さえた相続預金の取立ての可否・条件……………	85
(1)	被相続人の滞納税に係る差押え……………	85
(2)	相続人の滞納税に係る差押え……………	86

4	預金の差押額と異なる遺産分割がなされた場合	87
5	遺産分割前の払戻請求権の差押え	87
6	遺産分割前の払戻請求権の行使	88
7	実務上、取りうる対応策	88
	(1) 遺産分割を待たず、取り立てる方法	88
	(2) 相続預金の差押えによる処分禁止効	88
	(3) 差し押えた法定相続分の保護	88
	(4) 滞納処分の一部停止	89
	(5) 差押相続預金の即時取立てができる法整備	89
第4	死亡者名義の預金差押え②——相続人が不存在の場合	90
1	相続人不存在の預金債権の差押えができる場合	90
2	相続人不存在の場合の原則的な処理	90
3	死亡前に督促状の送達が完了している場合	91
	(1) 預金債権の差押え、取立ての可否	91
	(2) 差押調書謄本の交付の必要性	92
	(3) 差押調書謄本の不交付が預金差押えに与える影響	92
4	死亡前に納税通知書、督促状の送達が完了していない場合	93
	(1) 相続財産管理人を選任して送達のやり直し	93
	(2) 公示送達はできない	93
5	被相続人の死亡を知らずに納税通知、督促をした場合	94
第5	相続財産管理人の名義の預金の差押えの可否と要否	94
1	相続財産法人の成立	95
2	相続財産管理人の選任	95
3	租税優先の原則の適用の有無	96
	(1) 破産手続における租税の優先	96
	(2) 相続財産の清算手続では租税優先原則の適用はない	96

目次

4	相続財産法人に属する財産の差押えの可否	97
5	破産手続と相続財産管理手続の対比	97
6	相続財産管理人の納税の実務的取扱い	97
7	相続財産法人の財産の差押えの要否	98
	(1) 債務超過の場合——相続財産管理人名義の預金の差押えは必須	98
	(2) 債務超過でない場合——相続財産管理人の弁済方針の確認	99
	(3) 売却可能な不動産は差し押さえるべき	99
第6	反対債権のある預金差押えの可否と取立方法	100
1	反対債権のある預金の差押えと相殺	100
2	相殺と相殺予約契約	100
	(1) 相殺とは	100
	(2) 銀行預金と貸付金の相殺	100
	(3) 期限の利益喪失・相殺予約を定めた銀行取引約定	101
	(4) 最高裁判所昭和45年6月24日判決	102
	(5) 銀行の相殺には対抗困難	102
3	反対債権のある預金差押えは、無益な差押えの禁止に該当しない	102
4	銀行の反対債権が、「先だつ債権」でない理由	103
5	反対債権のある預金債権差押えの実情	104
6	反対債権のある預金差押え後の銀行の対応	104
	(1) 差押えの解除要請	104
	(2) 差押えの無視・放置	105
	(3) 銀行もしくは滞納者からの支払い	105
7	差押債権取立請求訴訟への移行	106
8	反対債権のある預金差押えで配慮すべき事項	106

第7 給料・年金等差押禁止債権の振込口座の預金差押えの可否と適否	106
1 給料・年金振込口座差押えの問題の所在	107
2 最高裁判所平成10年2月10日判決	107
(1) 最高裁判決の結論	107
(2) 年金専用口座でない	107
(3) 債権者は年金振込口座であることの認識がない	108
(4) 年金振込日を狙った差押えではない	108
(5) 民事執行法による預金差押判決は参考にならない	108
3 蓄積した下級審判決	109
4 滞納処分による預金差押え判決の要旨	109
5 差押禁止債権の振込口座差押えの禁忌事項	110
(1) 差押禁止債権の振込専用口座の差押えには慎重であること	110
(2) 給料の差押禁止額を超える額のみ差し押さえること	110
(3) 振込日に近接した日には差し押さえないこと	111
(4) 即時に取り立てないこと	111
第8 破産者の自由財産である預金の差押えの可否と適否	112
1 破産手続	112
(1) 破産の意義	112
(2) 管財事件（異時廃止）と同時廃止事件	112
2 破産手続開始決定後の強制執行・滞納処分の禁止	113
(1) 個別執行禁止原則	113
(2) 新たな滞納処分の禁止	113
3 破産手続開始決定後も滞納処分の対象となる財産	114
(1) 管財事件における自由財産	114

(2) 同時廃止事件の場合	114
4 破産手続開始決定後も滞納処分をすることができる租 税債権	115
(1) 財団債権と破産債権	115
(2) 破産債権による自由財産に対する個別執行	115
(3) 財団債権による自由財産に対する個別執行	115
(4) 結 論	115
5 自由財産等の調査	116
6 自由財産の差押えの適否	116

第3編

裁判手続による差押債権の取立て

第10章 差押債権取立訴訟（支払督促）総論	118
第1 取立訴訟の請求根拠と請求の範囲	118
1 差押給与債権の取立訴訟の根拠	118
2 請求できる範囲	118
第2 差押給与債権の取立訴訟の現状	119
1 取立訴訟を行っている地方公共団体の実数	119
2 取立訴訟の実態——勝訴確実	119
3 取立訴訟は年に数件でよい	120
第3 庁内合意のハードル	120
1 差押給料債権の取立てのため雇用主を訴えること	120
2 議会の承認	121
3 専決条例、専決決議のある自治体	121
Q10-1 取立訴訟とは何か。取立訴訟までやらなければならない	

いか	122
Q10-2 支払督促とは何か	122
Q10-3 取立訴訟で、会社をクビになったらどうするか	123
Q10-4 勝訴後も払わなかったらどうするか	123
Q10-5 給料の差押え後、取立訴訟までに給料が支払われた場合、 雇用主は、二重払いをするのか	124
第4 訴訟提起の方針が確定	124
1 訴訟前の最後通告	124
2 訴訟移行通知書を送ったからには、必ず訴訟をする	125
3 家族経営状態で、雇用主にも支払い能力がない場合	125
第5 選択する訴訟手続——支払督促か、通常訴訟か	125
1 支払督促のメリットと限界	125
(1) 支払督促のメリット	125
(2) 支払督促の限界	126
2 通常訴訟のメリットと限界	126

第4編

支払督促による差押債権の取立て

第11章 支払督促申立	128
第1 支払督促制度の趣旨	128
第2 支払督促による公法上の給付請求の可否	128
1 簡易裁判所の事物管轄	128
2 支払督促は訴訟でなく、行政事件も扱える	129
3 支払督促は一般の訴訟構造を有しないこと	129
4 支払督促は裁判所書記官の処分であり、裁判でない	

目次

こと	130
5 国税徴収法基本通達も支払督促を認めていること	131
6 学説・実務書の記載は旧民訴法を前提としていること	131
7 簡易裁判所の受付け状況	132
第3 支払督促申立の予告通知	132
第4 支払督促申立だけで支払いがある割合	132
第5 督促異議申立の割合	132
〔図7〕 支払督促手続フローチャート	133
第6 支払督促申立の留意点	134
1 給料債権の消滅時効期間	134
Q11-1 令和2年改正労働基準法の施行日（2020年4月1日）前に給料差し押さえ、その給料差押えから、2年以上経過したが、取立訴訟はできるか。また、5年経過したときかどうか	134
2 指定代理人の選任	136
3 裁判所書記官との接し方	136
〔図8〕 支払督促申立書作成図	137
第7 支払督促申立書の作成と必要書類・費用	138
1 作成する書類	138
2 文書の書式、篇綴方法	138
3 必要書類、申立手数料、予納郵券	138
〔表4〕 支払督促・申立時必要書類一覧	139
第8 請求の趣旨の記載内容	139
1 請求できる給料債権の範囲	139
2 請求金額に民事法定利率は付さない	140
第9 請求の原因の記載内容	140
1 請求原因とは	140

2	当事者	141
3	債権の内容と債権発生 of 法令上の根拠の記載	141
4	被差押債権（給料債権）の発生原因事実	141
Q11-2	給与照会 to 回答がない場合の給料等差押可能金額の計算 は どうしたら よいか	142
5	取立権の取得事実	143
(1)	取立権取得の要件	143
(2)	延滞金を付すことができる範囲	144
6	取立権の生じる範囲	145
第10	支払督促申立後の手続の進行	145
1	支払督促申立書の提出	145
2	支払督促発付、支払督促発付通知	145
【裁判文書 A】	支払督促正本	146
【裁判文書 B】	支払督促発付通知書	146
3	支払督促正本の送達	147
4	支払督促の送達結果通知書	147
【裁判文書 C】	支払督促注意書	148
【裁判文書 D】	支払督促異議申立書	149
【裁判文書 E】	支払督促送達結果通知	150
【裁判文書 F】	支払督促送達結果報告書（不送達）	151
5	仮執行宣言の申立て	152
6	仮執行宣言申立書の作成	152
7	仮執行宣言付支払督促の正本送達	152
〔表 5〕	仮執行宣言申立書類等一覧	153
8	仮執行宣言付支払督促の不送達	153
〔図 9〕	仮執行宣言申立書作成図	154
【裁判文書 G】	仮執行宣言付支払督促	155

【裁判文書 H】 仮執行宣言付支払督促注意書	156
第11 督促異議申立とその対応策	157
1 督促異議申立の手続き	157
2 督促異議申立による通常訴訟移行	157
3 督促異議申立の取下げの遡効	158
(1) 督促異議申立理由の確認	158
(2) 督促異議申立の取下げ	159
第12 通常訴訟移行後の裁判手続の進行	159
1 通常訴訟移行の心構え	159
2 通常訴訟移行後の裁判所	160
3 訴えの提起の議会議決	160
4 訴えの提起の長の専決処分	161
(1) 議会を招集する時間的余裕がない場合の専決処分	161
(2) 議会の委任による専決処分	161
5 通常訴訟移行で作成・提出する書面	161
(1) 収入印紙・郵券	161
(2) 書面関係	162
【裁判文書 I】 補正依頼書、印紙・郵券追納連絡	163
6 裁判期日の指定	164
〔表 6〕 通常訴訟移行後・提出物一覧	164
第13 支払督促の取下げ	165

第5編

差押債権取立訴訟による取立て

第12章 給料債権差押えに係る取立訴訟	166
---------------------	-----

第1	通常訴訟を選択する基準	166
1	支払拒絶の意思が明確な場合	166
2	被告の住所地が遠方である場合	166
3	支払督促の受け付けが拒否された場合	167
第2	訴えの提起につき議会の議決・長の専決処分	167
1	議会の議決	167
2	専決処分決議	167
第3	訴状等の作成	167
1	形式的記載事項	167
〔図10〕	通常訴訟フローチャート	168
〔表7〕	通常訴訟提訴時提出書類	169
〔図11〕	訴状、書証等作成図	170
〔図12〕	書証の作り方	171
2	訴額、手数料	172
3	実質的記載事項	172
(1)	請求の趣旨	172
(2)	請求の原因	172
第4	訴状提出と第1回口頭弁論期日指定まで	172
1	訴状の提出	172
2	訴状の補正	172
3	第1回口頭弁論期日の調整	173
4	口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状の送付	173
【裁判文書J】	口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状	174
5	答弁書の提出	175
第5	裁判所の審理	175
1	訴訟の全体的な進行	175
2	被告の主な反論	175

目次

(1) 被告の反論水準	175
(2) 給料の既払い	176
(3) 従業員の退職	176
(4) 2年以上前の給料債権の時効消滅	176
(5) 滞納処分は無効	176
(6) 租税債権	177
(7) 無視してよい被告の反論	177
3 第1回口頭弁論期日	177
(1) 法廷マナー	177
(2) 入 廷	178
(3) 訴状・答弁書の陳述	178
(4) 被告出席の場合	178
(5) 被告欠席の場合	179
4 法廷でのやりとり例	179
(1) 被告出席	179
(2) 被告欠席	181
5 和解による終了	182
(1) 差押債権取立訴訟での分割払いの和解	182
(2) 和解に関する議会の議決	183
(3) 和解条件の協議	183
【裁判文書K】 和解(調書)	184
6 判決による終了	185
(1) 終結・結審	185
(2) 判決期日	185
(3) 判決書の送達	186
第13章 反対債権のある預金差押えに係る取立訴訟	187
第1 提訴後の金融機関の対応	187

第2	預金債権取立請求訴訟の流れ	187
1	催告兼訴訟予告通知	187
2	訴状の作成	188
3	提訴後、支払いもしくは相殺があった場合	188
Q13	提訴するまで相殺しなかった金融機関に対して、損害賠償請求はできないか	188
第14章	相続預金差押えに係る取立訴訟	189
第1	相続預金の差押えで取立可能な事案	189
第2	相続預金差押え取立訴訟	189

第6編 裁判所の送達手続

第15章	民事訴訟法の送達手続	191
第1	送達のハードル	191
第2	送達機関、送達を受ける者、送達場所	191
1	送達機関	191
〔図13〕	送達フローチャート	192
2	送達を受ける者	192
3	送達場所	193
第3	特別送達郵便による訴状等の送達	193
1	特別送達郵便とは	193
2	特別送達郵便が不送達の場合	194
3	再送達の申請	194
4	送達先変更の申請	194
(1)	転居先への変更	194

(2) 法人代表者の居所への変更	195
第4 休日送達の申請	195
第5 夜間送達の申請	195
第6 就業先送達の申請	196
第7 書留郵便に付する送達（付郵便送達）の申請	196
1 書留郵便に付する送達の手続と送達方法	196
2 名あて人が送達場所に居住していることは必要条件	197
3 現地調査報告書の作成	197
【裁判文書L】 付郵便送達通知書	198
第8 公示送達の申立て	199
1 公示送達の方法	199
2 公示送達申請の要件	199
3 法人が存在していても、法人代表者死亡の場合、公示送達はできない	199
4 公示送達の申請	200
5 公示送達でも差押債権の取立てを続けるか	200

第7編

第三債務者に対する強制執行

第16章 民事執行法による強制執行	201
第1 強制執行の準備	201
1 強制執行申立の心構え	201
2 議会の承認不要	201
3 執行文の付与	201
4 送達証明	202

【裁判文書 M】 執行文	203
【裁判文書 N】 送達証明書	204
5 第三債務者（銀行等）の資格証明書	205
第2 第三債務者への送達	205
1 強制執行の効力発生時	205
2 債権差押命令の送達方法	205
3 配達日指定郵便	205
〔図14〕 債権差押えフローチャート	206
〔表8〕 債権差押命令申立進行確認表	207
4 配達時間帯の指定	208
第3 預金債権の差押え	208
1 預金債権差押えの書類の作成	208
(1) 債権差押命令申立書表題部	208
(2) 当事者目録	208
(3) 請求債権目録	209
(4) 差押債権目録	209
(5) 陳述催告の申立書	209
(6) 提出部数	210
(7) 郵券	210
〔表9〕 差押命令正本送達費用	210
(8) 封筒	210
〔表10〕 債権差押命令・申立時必要書類	211
2 債務者の住所地の管轄裁判所へ申立て	211
3 第三債務者への債権差押命令と陳述催告書の送付	211
〔図15〕 債権差押命令申立書作成図	212
【裁判文書 O】 債権差押命令	213
【裁判文書 P】 陳述書	214

【裁判文書 Q】 差押命令送達通知書	215
4 債権者と滞納者への債権差押命令書、送達通知書の 送付	215
5 銀行からの取立て	215
第4 売掛金債権の差押え	216
1 売掛金債権の特性	216
2 売掛金債権の特定の方法	217
3 売買代金債権	217
(1) 単発的売買代金債権	217
(2) 売買品目（売買契約）が多いとき	218
(3) 継続的売買（委託販売）に基づく代金債権	218
(4) 基本契約に基づく継続的売買代金債権	219
4 請負業務（工事）代金債権	220
(1) 単発的請負代金債権	220
(2) 継続的請負に基づく請負代金債権	220
(3) 基本契約に基づく継続的請負代金債権	221
第5 クレジットカード代金債権の差押え	222
第6 強制執行の完了	223
1 取立完了届の提出	223
2 預金差押えの不奏功もしくは全額回収に至らなかった 場合	223

第8編

第三債務者の財産調査

第17章 給与支払者の財産調査の方法	225
--------------------	-----

第1	第三債務者の財産調査権	225
第2	庁内情報の目的外利用・共有	225
1	自庁税務課が保有する情報の利用	225
Q17-1	第三債務者（雇用主）の市税の振替口座、還付金の振込先口座情報、または、第三債務者が市税を滞納したことから国税徴収法141条調査により得た第三債務者の財産情報を、差押給料債権の取立てのために利用できるか	225
2	庁内情報の利用	226
Q17-2	水道料金、給食費、保育料の振替口座、児童手当等のご給付金、自治体の還付金の振込先口座情報を、差押給料債権の取立てに利用してよいか	226
第3	庁外の公共団体の情報の利用	228
第4	金融機関に対する任意調査——9割以上の回答率	228
Q17-3	国税徴収法141条の財産調査権がない場合も、任意の預金調査をしてよいか。また、回答を得られるか	228
第5	民事執行法による第三者からの情報取得手続	229
1	民事執行法改正	229
2	第三者情報取得手続のメリット	229
3	提供される情報の限界と情報提供通知	230
4	第三者情報取得手続の条件	230
(1)	債務名義を有すること	230
(2)	強制執行の不奏功	230
5	第三者情報取得手続の申立てを利用する場面	231
6	第三者情報取得手続の概要	231
(1)	管轄裁判所	231
(2)	申立人および債務者	231

(3) 第三者……………232

(4) 申立書類・費用……………232

Q17-4 判決を得ても財産調査権がなく、雇用主の財産（預金口座等）を発見できないので、訴訟は無駄ではないか ……234

第9編 書式

【書式2-1】 金融機関への照会書（振込元金融機関・振込人名・住所）……………235

【書式2-2】 金融機関からの回答書（振込元金融機関・振込人名・住所）……………236

【書式2-3】 振込元金融機関への照会書（振込人名・住所・電話番号）……………237

【書式2-4】 振込元金融機関からの回答書（振込人名・住所・電話番号）……………238

【書式2-5】 地方公共団体への照会書……………239

【書式2-6】 家計収支状況聴取書……………240

【書式2-7】 分納誓約書……………241

【書式2-8】 給与照会書（標準様式の1）……………242

【書式2-9】 給与照会書（標準様式の2）……………243

【書式2-10】 給与照会予告兼催告書……………244

【書式2-11】 給与差押事前通知兼催告書……………245

【書式3-1】 差押調書（債権）……………246

【書式3-2】 債権差押通知書……………247

【書式3-3】 送達記録書（差置送達）……………248

【書式3-4】	給料等差押可能金額計算表	249
【書式3-5】	給料差押え・第三債務者（雇用主）に対する説明書	250
【書式4-1】	給料（年金）等差押承諾書	252
【書式4-2】	第三債務者に対する差押債権（給料）支払催告書	253
【書式4-3】	差押解除通知書（給料債権）	254
【書式7-1】	預金照会書（標準様式の1）	255
【書式7-2】	預金照会書（標準様式の2）	256
【書式7-3】	預金照会書（標準様式の3）	257
【書式11-1】	訴訟手続移行予告通知兼催告書	258
【書式11-2】	支払督促申立表題部	259
【書式11-3】	支払督促当事者目録	260
【書式11-4】	差押給料債権取立請求・支払督促・請求の趣旨及び原因	261
【書式11-5】	給料等差押可能金額計算書	262
【書式11-6】	代理人指定書（支払督促）	263
【書式11-7】	仮施行宣言申立書	264
【書式11-8】	請書・仮執行宣言付支払督促正本	265
【書式11-9】	督促異議取下書	266
【書式11-10】	訴えの提起議案書（支払督促から通常訴訟移行）	266
【書式11-11】	訴えの提起議決書	267
【書式11-12】	地方自治法第179条に基づく専決処分書（支払督促から通常訴訟移行）	269
【書式11-13】	訴えの提起専決処分報告・承認議案（支払督促から通常訴訟移行）	270
【書式11-14】	地方自治法第180条に基づく専決処分書（支払督促から通常訴訟移行）	271

目次

【書式11-15】	専決処分議案説明書	272
【書式11-16】	訴状に代わる準備書面	273
【書式11-17】	期日請書	273
【書式11-18】	支払督促（訴え）の取下書	274
【書式12-1】	訴えの提起の決裁伺い（専決処分）	275
【書式12-2】	訴えの提起議案書	276
【書式12-3】	差押債権（給料）取立請求訴訟訴状	277
【書式12-4】	証拠説明書	280
【書式12-5】	代理人指定書（通常訴訟）	281
【書式12-6】	訴状訂正申立書	282
【書式12-7】	答弁書	283
【書式12-8】	準備書面	284
【書式12-9】	和解の承認の議案書	285
【書式12-10】	裁判上の和解専決処分書	287
【書式12-11】	指定代理人代理権消滅通知	288
【書式13-1】	預金差押え後の支払催告兼取立請求訴訟予告通知書	289
【書式13-2】	反対債権のある差押債権（預金）取立請求訴訟 訴状	290
【書式14-1】	相続人不存在・相続預金差押え・取立請求訴訟 訴状	293
【書式14-2】	相続預金・共同相続人持分全部差押え・取立請求 訴訟訴状	296
【書式15-1】	再送達の申請書	299
【書式15-2】	休日送達申請書	300
【書式15-3】	夜間送達申請書	301
【書式15-4】	書留郵便に付する送達申請書	302
【書式15-5】	公示送達申立書	303

【書式15-6】	現地調査報告書	304
【書式16-1】	執行文付与申請書	305
【書式16-2】	送達証明申請書	306
【書式16-3】	期日指定送達申請書	307
【書式16-4】	期日・時間指定送達申請書	308
【書式16-5】	債権差押命令申立書	309
【書式16-6】	当事者目録（預金債権差押）	310
【書式16-7】	請求債権目録（通常訴訟判決）	311
【書式16-8】	請求債権目録（仮執行宣言付支払督促）	312
【書式16-9】	差押債権目録（銀行、信用金庫預金債権）	313
【書式16-10】	差押債権目録（ゆうちょ銀行貯金債権）	314
【書式16-11】	差押債権目録（農業協同組合貯金債権）	315
【書式16-12】	第三債務者に対する陳述催告申立書	316
【書式16-13】	代理人指定書（債権差押命令申立）	317
【書式16-14】	支払依頼書（請求書）	318
【書式16-15】	取立完了届	319
【書式16-16】	取下書	320
【書式16-17】	債務名義等還付申請書	321
【書式17-1】	庁内情報照会書	322
【書式17-2】	金融機関預金照会書（送付書）	323
【書式17-3】	金融機関預金照会書（回答書）	324
【巻末資料1】	手数料額早見表（印紙代）	325
【巻末資料2】	裁判所に提出する書式の設定（支払督促申立書、訴状、答弁書、準備書面等）	326
【参考文献】		327
【編著者紹介】		328